

委員会の目的と進め方

経緯

平成 18 年度に有識者等による「森と緑づくりのための税制検討会議」が 6 回開催され、年度末に報告書を知事に提出。

平成 19 年 5 月に「森と緑づくりのための税制検討会議」の報告書に対するパブリックコメントを実施。

平成 20 年 2 月議会で「あいち森と緑づくり税条例」と「あいち森と緑づくり基金条例」が議決。

目的

「あいち森と緑づくり事業」の事業計画や事業実績に対する意見聴取
 透明性を確保し、県民の意向を反映させながら施策を推進

所掌事務

あいち森と緑づくり事業の事業計画に対する意見
 あいち森と緑づくり事業の事業実績や進捗状況の評価
 あいち森と緑づくり事業の推進に関する助言

構成員

9 名（有識者、活動団体、県民代表）
 ・ 森林、里山（環境）、都市緑化の 3 分野に造詣が深い有識者
 ・ 実際に整備活動等に取り組んでいる団体等の代表者
 ・ 県民代表（公募委員）

事務局

関係部局の連携のもと、農林水産部が事務を行う
 ・ 庁内連絡調整会議を設置

その他

委員会は原則公開
 ・ 開催予定は記者発表
 ・ 会議結果はHPで公開

委員会開催スケジュール

（平成 20 年度）

時期	内 容
6 月	委員会の目的と進め方、施策の概要 等
8 ~ 9 月	現地調査。計画素案への意見聴取 等
11 ~ 12 月	全体事業計画・平成 21 年度事業への意見聴取

（平成 21 年度）

時期	内 容
6 月	前年度実績の評価、次年度事業への意見聴取 等
8 ~ 9 月	当年度事業の進捗状況の確認、次年度計画（素案）の検討 等
11 ~ 12 月	当年度事業の進捗状況の確認、次年度計画（案）の検討 等

新たな施策の仕組み・概要

森と緑の働きと現状

森と緑は、環境保全や災害防止等の様々な働きを通じて、私たちの安心、安全で快適な暮らしを支えています。



森林

里山林

都市の緑

森と緑の働き

- 【環境の保全】地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和
- 【水源のかん養】洪水や渇水の緩和
- 【防災性の向上】土砂災害や延焼の防止、避難場所の確保など
- 【良好な景観の形成】緑豊かな潤いのある景観の形成
- 【保健休養の場の提供】自然とのふれあいや安らぎの場の提供
- 【生物多様性の保全】野生動物や植物の生息、生育の場の提供

最近では、森林・里山林の手入れ不足や都市の緑の減少により、その働きが衰えてしまうことが心配されています。

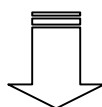
- ・森林（人工林）は、林業の採算性の悪化により、奥地など作業のしにくい場所では、間伐などの手入れが進まなくなっています。
- ・里山林は、生活との関連が薄れて放置されたものが増えてきています。
- ・都市部では、民有地の緑が減少することによって都市の緑全体が減少しています。



手入れ不足の人工林



減少する都市の緑



これまでの森と緑づくり施策の推進



森と緑づくりのための新たな施策
県民共有の財産である森と緑を皆で支え、
公益的機能発揮のために保全整備する

森と緑づくりのための新たな施策

「森林」「里山林」「都市の緑」をバランスよく整備・保全

森林（人工林）の再生

林業活動では整備が困難な森林の間伐 15,000ha
 ・林道から遠い奥地
 ・交通量が多く作業性が悪い公道沿い
 森林整備技術者養成

里山林の保全・活用

放置された里山林の保全・活用
 ・県民や地域との協働によるモデル的な整備
 ・里山林の公有林化による保全
 ・放置された里山林を再生するための整備

都市の緑の保全・創出

民有樹林地等の公有地化及び緑地整備
 民有地における敷地や屋上・壁面等の緑化の促進
 景観形成に資する美しい並木道の再生
 県民参加による緑についての学習イベントへの支援

緑の環境保全活動、
環境学習

- ・各地での植樹活動
- ・公立小中学校への
県産材利用の机や
椅子の購入等

都市の緑の保全、創出



都市に残る民有地の樹林を緑地として保全したり、緑の少ない市街地での緑化を推進します

森林（人工林）の再生



手入れの行き届かない、奥地などの森林の間伐を実施し、健全な森林を再生します

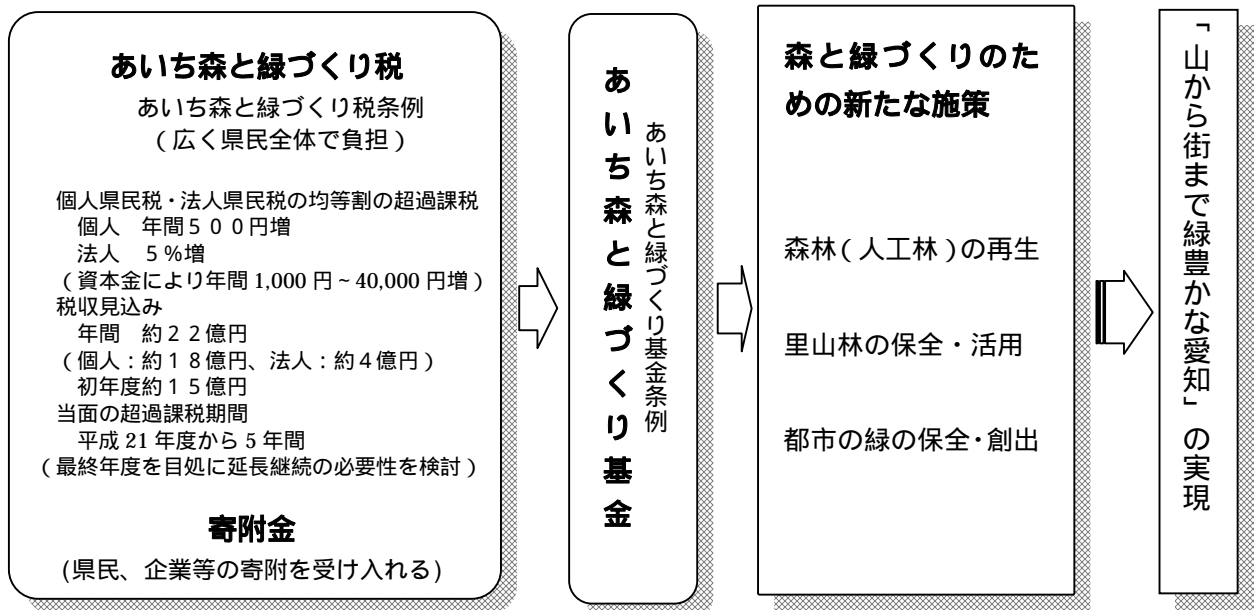
里山林の保全・活用



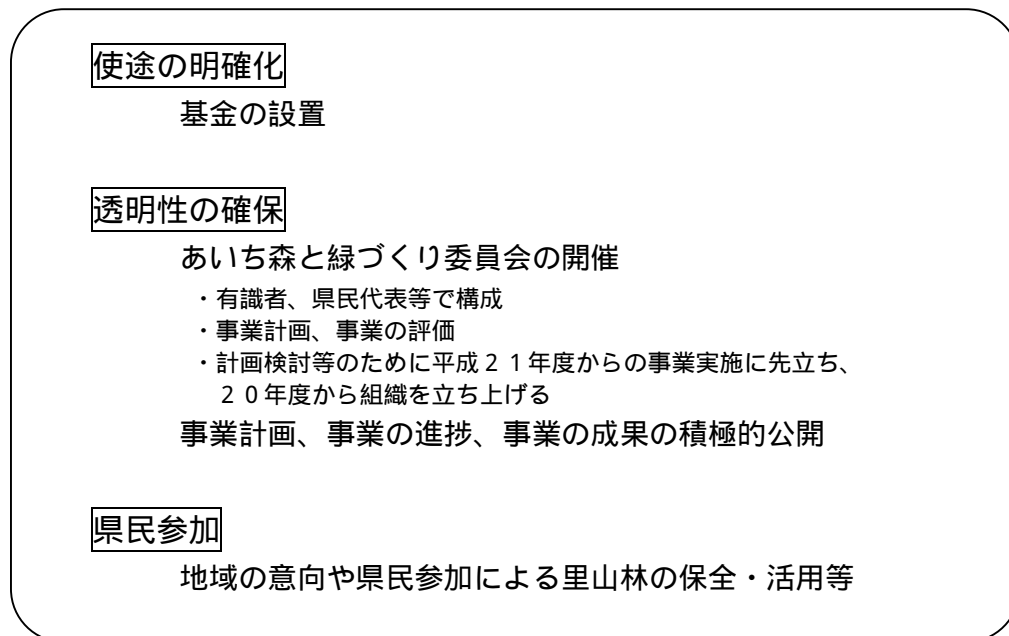
放置された里山林の再生や地域のニーズを活かしたモデル的な整備を進めます

森と緑づくりのための新たな施策の仕組み

森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために、あいち森と緑づくり税を導入し、その税収等により、森林、里山林及び都市の緑を適正に整備、保全する。また、その用途を明確にするとともに、寄附金を受け入れるために基金を設置する。



森と緑づくりのための新たな施策の進め方



スケジュール

- 平成 20.2 県議会に「あいち森と緑づくり税条例」「あいち森と緑づくり基金条例」を上程し、議決
- 平成 20.4 基金条例一部施行(寄附の受け入れ)、モデル事業、計画づくり、普及啓発等
- 平成 21.4 税条例施行、税徴収、事業開始

森と緑づくりのための新たな施策の概要

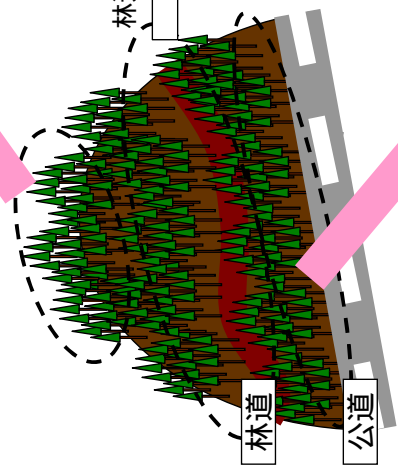
概算事業費は10年分

区分	「森と緑づくりのための税制検討会議報告書」で示された施策	施策の内容	概算事業費
森林整備	奥地や公道沿いの人工林に対する強度間伐の実施	豊かな生命の森整備 (1)奥地林 ・林道から離れたために作業性の悪い奥地林の間伐 (2)公道沿い ・通行車両や電線等の存在により作業性の悪い公道沿い森林の間伐	110億円
	新たな森林整備を行うために必要な人材養成や作業路の整備	森林整備技術者養成 ・上記事業に従事する技術者の養成	
	都市部を中心とした間伐材の積極的な活用の推進	市町村交付金	
	県民や地域との協働によるモデル的な里山林の整備	身近な里山林整備 (1)提案型里山林整備 ・地域関係者の計画に基づく地域住民、団体等によるモデル的な整備 ・公益的機能の高い里山林の市町村有林化 (2)里山林健全化整備 ・放置された里山林の整備	
里山林整備	枯損木の発生や竹の侵入の著しい里山林の再生	里山林再生整備 ・表土流出等の危険がある里山林の整備と簡易防災施設の設置	30億円
	防災機能向上のための整備や簡易防災施設の設置	市町村交付金	
	都市の貴重な民有樹林地の公有林化	都市緑化 (1)身近な緑づくり ・市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化及び緑地整備 ・密集市街地等の民有地の市町村有地化及び緑地整備 (2)緑のまち並み推進 ・民有地の敷地又は建築物上の緑化(屋上・壁面・駐車場・公開空地等の緑化) (3)美しい並木道再生 ・駅等の公共施設の沿道又は近隣における市町村道の街路樹の植替え、植樹柵の改修、歩道の透水性舗装等 (4)県民参加緑づくり ・県民参加による都市の緑についての学習イベントの実施 ・緑化活動を実施する市民団体等育成のための講師派遣	
	民有地における敷地や屋上・壁面等の緑化の促進	市町村交付金 市町村交付金 市町村交付金	
都市緑化	密集市街地における小規模な公園整備	市町村交付金	60億円
	景観形成に資する美しい並木の創出	市町村交付金	
	新たな普及啓発活動と住民・事業者等の主体的な緑化活動に対する支援	市町村交付金 市町村交付金 市町村交付金	
	緑の環境保全活動・環境学習推進	市町村交付金 市町村交付金 市町村交付金	
(横断的施策)	森林、里山、都市における環境保全活動、環境学習活動の実施	市町村交付金	220億円
	計		

森と緑づくりのための新たな施策案（森林整備）のイメージ

間伐が必要な森林
・林内が暗く下層植生が衰退
・公益的機能の低下

奥地等



公道沿い等



間伐されず林内が暗く、下層植生が衰退した森林

新規施策の導入

【奥地等】
林道から遠い奥地の森林は、現場に入るにも手間がかかるため、木材価格が低迷している現状では、林業経営上の採算が合わず、従来のような林業活動による整備、管理は期待できない。
このため、全額公費により強度の間伐を行い、自然植生の導入を図り、針広混交林化等を進めることで、比較的管理に手間をかけなくても健全な状態が維持できる森林に誘導していく。

強度間伐 → 管理に手間のかからない森林へ

既存施策の推進

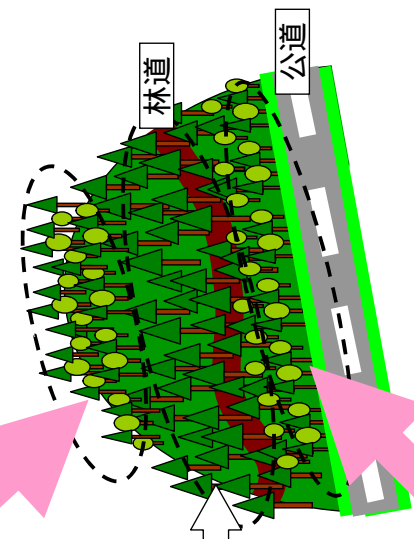
林業活動による森林整備（定期的な間伐）

間伐 → 間伐 → 間伐

新規施策の導入

【公道沿い】
国道などの公道は、通行車両に対する安全上の問題や構造的（ガードレールや電線等）に間伐等の作業がしにくいことから、その周囲の森林では森林所有者にだけ任せ置いては、間伐等の整備が進まず、森林の持つ公益的機能の低下により、地震や台風などの災害時に生活、経済の生命線である公道への被害が心配される。
このため、公道沿いの森林を健全に整備し、公益的機能の高い森林として維持していくことが必要である。

適正に間伐された森林
・林内が明るく下層植生が繁茂
・公益的機能の高度発揮



森林の公益的機能

- ・水源のかん養機能
- ・土砂災害防止
- ・土壌保全
- ・生物多様性保全
- ・地球環境保全
- ・快適環境形成
- ・保健、レクリエーション機能

森と緑づくりのための新たな施策案（都市緑化）のイメージ



平成20年度の取り組み

21年4月から実施する予定のあいち森と緑づくり事業について、県民等に幅広く周知、啓発を行い、森林・里山林・都市の緑の整備・保全に対する理解の促進と事業の円滑な導入を図るため、20年度から普及啓発や計画づくり等を実施する。

区分	森林、里山林の整備	都市の緑の整備	緑の環境学習
事業名	あいち森と緑づくり推進費	あいち森と緑づくり推進事業費	緑の環境学習推進事業費
担当部局	農林水産部	建設部	環境部
モデル事業 36,602千円	豊かな生命の森整備モデル事業 奥地林健全化モデル整備 4箇所 計10ha(西三河、豊田、設楽、新城地区) 公道沿い森林健全化モデル整備 4箇所 計10ha(西三河、豊田、設楽、新城地区) 里山林再生整備モデル事業費 2箇所(尾張、三河地区)	都市緑化モデル事業 県民参加による身近な緑の整備(植樹) 2箇所(尾張、三河地区)	緑の教室モデル事業費 植物の生育実習(緑のカーテン)及び環境学習プログラムの実施 県内小中学校 5校
普及啓発 事業 5,350千円	森林整備等普及啓発事業 ・森林体感ツアーの実施(2回) ・PRパネル、パンフレット、チラシ等の作成、配布 ・事業体向けPRの実施	普及啓発事業 ・PRパンフレット作成、配布 ・事業説明会の開催	普及啓発事業 ・リーフレットの作成、配布
計画策定 3,662千円	事業実施計画策定 ・市町村説明会の開催 ・市町村意向調査、実施計画策定	事業実施計画策定 ・市町村説明会の開催 ・市町村意向調査、実施計画策定	事業実施計画策定 ・市町村説明会の開催 ・市町村意向調査、実施計画策定
委員会 900千円	あいち森と緑づくり委員会運営 ・委員会の開催(3回) 事業計画等に対する意見の聴取		

このほか、総務部において、新たな税制度の普及啓発や県税、市町村税のシステム改修を行うために「あいち森と緑づくり税条例施行準備」を実施する予定。

平成20年度全体スケジュール

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月～
あいち森と緑づくり基金	・条例案可決	・条例施行 ・基金設置					寄附金の受入、積立					
	・有識者、活動団体等の委員の選定	・公募要項等の作成	・県民代表3名の公募	・公募委員選考会の開催 ・委員の委嘱 ・第1回委員会（委員会の目的、進め方等）			第2回委員会（現地調査、計画案の検討）		第3回委員会（事業計画の検討、21年度事業の検討）			
庁内連絡調整会議	・準備会議の開催（委員候補の検討） ・開催要綱の検討	・設置 ・委員会設置要綱の作成 ・P Rチラシ等の調整	・連絡調整会議		・計画案の調整				・計画案の調整			・計画書の調整
計画づくり	・事業内容の精査 ・事業実施要綱案等の作成 ・事業対象地検討	・市町村説明、意向調査 ・地元関係者等の意向把握			・計画案の作成 ・市町村と協議				・計画案の作成		・計画案の調整	・計画書の作成、印刷、配布
				・21年度予算案の作成 ・市町村と調整								・21年度予算の決定
モデル事業	（森林、里山）					協定締結 工事設計	整備事業発注			整備完了 実施状況整理	実績分析、事業しくみ調整 P Rチラシ等作成、配布	
	（都市の緑）						準備				事業実施	
普及啓発	（緑の環境学習） 希望校照会、内定現地調査	実施校決定 ポスター作成配布 種まき・苗植	児童生徒による生育、観察		環境学習プログラム実施 効果測定				枯死植物除去 補助金交付申請		プログラム及びポスター版下作成	リーフレット作成・配布 確定・交付
	・P Rチラシ等の案作成	・P Rチラシ等の作成、配布						・森林体感ツアー（バスツアー） 県民50名×2回	・P Rチラシ等作成、配布			

あいち森と緑づくり税条例

平成二十年愛知県条例第2号

(目的)

第一条 この条例は、森林及び里山林の荒廃並びに都市の緑の喪失が進む中、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能がもたらす恩恵をすべての県民が享受していることにかんがみ、その公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり税として、愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例を定めることを目的とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十一年度から平成二十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十二条の十四第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十二条の十四第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「あいち森と緑づくり税条例（平成二十年愛知県条例第 2号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を、あいち森と緑づくり基金（あいち森と緑づくり基金条例（平成二十年愛知県条例第5号）に基づくあいち森と緑づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

あいち森と緑づくり基金条例

平成二十年愛知県条例第5号

(設置)

第一条 森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策に必要な財源を確保するため、あいち森と緑づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 一 あいち森と緑づくり税条例(平成二十年愛知県条例第2号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 二 前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、すべて基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

森林整備にかかる各県の独自課税の概要

	県名	税の名称（通称）	導入 時期	税率等		H20 税収 見込(翻)
				個人年額	法人年額	
1	高知県	森林環境税	H15.4	500 円	500 円	1.7
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	500 円	5%増	5.6
3	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	300 円	3%増	1.8
4	島根県	水と緑の森づくり税	"	500 円	5%増	2.1
5	愛媛県	森林環境税	"	500 円	5%増	4.0
6	山口県	やまぐち森林づくり県民税	"	500 円	5%増	4.2
7	熊本県	水とみどりの森づくり税	"	500 円	5%増	4.9
8	鹿児島県	森林環境税	"	500 円	5%増	4.0
9	福島県	森林環境税	H18.4	1000 円	10%増	11.3
10	奈良県	森林環境税	"	500 円	5%増	3.6
11	兵庫県	県民緑税	"	800 円	10%増	24.2
12	大分県	森林環境税	"	500 円	5%増	3.1
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	"	800 円	11%増	6.4
14	岩手県	いわての森林づくり県民税	"	1000 円	10%増	7.5
15	静岡県	森林（もり）づくり県民税	"	400 円	5%増	9.7
16	宮崎県	森林環境税	"	500 円	5%増	3.0
17	神奈川県	水源環境を保全・再生するための税	H19.4	300 円	(対象外)	40.0
18	和歌山県	紀の国森づくり税	"	500 円	5%増	2.6
19	富山県	水と緑の森づくり税	"	500 円	5%増	3.5
20	長崎県	ながさき森林環境税	"	500 円	5%増	3.7
21	石川県	いしかわ森林環境税	"	500 円	5%増	3.8
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税	"	500 円	5%増	9.0
23	山形県	やまがた緑環境税	"	1000 円	10%増	6.6
24	福岡県	森林環境税	H20.4	500 円	5%増	10.0
25	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	"	700 円	7%増	6.3
26	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	"	800 円	8%増	3.7
27	佐賀県	佐賀県森林環境税	"	500 円	5%増	1.7
28	茨城県	森林湖沼環境税	"	1000 円	10%増	13.0
29	長野県	長野県森林づくり県民税	"	500 円	5%増	5.0

神奈川県は、県民税均等割のほかに、県民税所得割にも課税（0.025%増）

高知県における次期森林環境税（平成20年度～）の検討経緯について

～高知県ホームページより～

平成 19 年 8 月

次期森林環境税検討プロジェクトチーム報告書 骨子

第一期森林環境税の成果と課題

(1) 成果

ダム上流域など公益上重要で緊急に整備が必要な森林の整備約 2,500ha を実施
「こうち山の日」など県民活動の支援、森林ボランティア団体の急増
24 県が本県の森林環境税と同様趣旨の独自課税を導入（決定を含む）

(2) 課題

整備対象森林を限定していたことや、ボリュームが少ないことなどから、ハード事業（間伐等）の効果がみえない、ソフト事業も含め都市部側から税の実感が得られにくい
対象森林の拡大を求める県民の声（背景：過疎や高齢化など山村地域を取り巻く厳しい現状）
CO2 森林吸収源対策の県目標（平成 18～24 年度で 98,000ha（117 千炭素トン））の達成

次期森林環境税の継続と期間

森林を取り巻く状況や、県民意見を踏まえ森林環境税を延長することとします
期間は、徴収期間に対する県民意見と、国の温暖化対策の継続期間などを踏まえ、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間とすることとします

次期森林環境税のあり方

(1) 必要な事業

ア 直接森林環境の保全を進める事業（ハード事業）

「CO2 吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくり」

→ 国の森林吸収源対策が本格化していることを追い風に、森林環境税を呼び水として活用し
一気に若齢林（11～35 年生）の整備を進める

CO2 吸収効果の高い若齢林の整備（目標面積：25,000ha）

公益的機能を発揮させるために緊急な対策が必要な森林の整備（目標面積：1,250ha）

イ 県民の森林への理解と関わりを深め広げる事業（ソフト事業）

「県民が主人公となる様々な森林環境保全の取組みを支援」

将来を担う子ども達などへの森林環境教育の拡大、深化への支援

森川海の連携、交流など県民の主体的な活動の支援

持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援

(2) 必要な金額（試算）

ア 直接森林環境の保全を進める事業（ハード事業）

7.5 億円 程度（5 年間）

イ 県民の森林への理解と関わりを深め広げる事業（ソフト事業）

1.8 億円 程度（5 年間）

(3) 負担のあり方

平成 20 年度からの 5 年間の必要事業費は、おおむね 9.3 億円程度と試算され、この事業規模であれば、負担の考え方や仕組み、税額などは第一期と同じ考え方を維持することで対応が可能と考えられます

参考：個人・法人県民税均等割の超過課税に年額 500 円を加算するという第一期と同じ負担方法で試算すると、
税収規模等は年間 1.73 億円程度が見込まれます。これに第一期の基金残額である 0.73 億円程度を加えると、
1.73 億円×5 年間+0.73 億円=9.38 億円程度（5 年間）の基金造成が見込めます。